

令和3年度 母子保健事業実施計画

事業目的・概要

安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、地域での医療や福祉、教育等に関する各種取組との連携のもと、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスの充実を図る。

調布っ子すこやかプラン(第2期)に基づき、親と子の疾病予防や健康支援に努めるとともに、相談支援や児童虐待防止対策の充実、母子保健施策と子育て施策の包括的な支援の推進を目的とする。

関連計画

調布っ子すこやかプラン（第2期）

【計画期間】

令和2年度～令和6年度

【基本目標】

- 目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
- 目標2 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実
- 目標3 多様な保育ニーズへの対応強化

【母子保健計画に基づく取組】

- (1) 母と子どもの疾病予防・健康支援
- (2) 妊娠・出産期からの包括的な支援
- (3) 相談支援の充実
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 地域子ども・子育て支援事業

事業内容

1 妊娠期からの切れ目ない支援のための重点取組

(1) ゆりかご調布事業（取組2）

すべての妊婦に対して看護職が母子健康手帳交付事務及びゆりかご調布面接を行う。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での申請や電話面接を行ったが、ニーズの把握が十分にできないため、令和3年3月からオンラインによる面接を開始した。引き続き、対面での面接とオンラインによる面接の両輪で実施する。

(2) こんにちは赤ちゃん訪問事業（取組2・4・5）

保健師、助産師、看護師が対象家庭を訪問。令和2年度の緊急事態宣言下では、訪

問を控える家庭が2割ほどあり、電話での体調確認や短時間での訪問のほか、訪問期間の延長を行った。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じ、必要な市民が訪問支援を受けられるよう、柔軟に事業体制を整えていく。

(3) 産後ケア事業（取組2）

従来のデイサービス(日帰り)に加え、令和2年12月から、市内2施設でショートステイ(宿泊型)の実施も開始した。また、法改正に伴い利用条件を拡大し、子どもの対象月齢を引き上げ、周囲のサポート状況に関わらず、育児不安のある母であれば利用可能とした。各施設との情報共有を行い、必要な市民が円滑に利用できるよう事業体制を整えていく。

(4) 乳幼児健康診査（取組1）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健康診査の実施については状況に応じて個別健診も取り入れる。集団健診実施の際は、感染予防対策を行い、安全に実施する。子育てへの不安を抱える親や虐待の疑いがある児に対して、関係機関との連携を図り、適切な時期に必要な支援を行う。健診未受診者については、訪問や電話等で状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携を図る。

(5) アレルギー相談事業（取組1）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染予防対策に留意しながら医師相談を行う。

令和2年度のスキンケア教室では、6回予定していたうち3回の実施となったが、今年度は参加人数や実施内容を見直し、感染予防対策に留意して実施する。個別相談では、小児アレルギーエデュケーター（看護師）による乳幼児健診での相談や電話相談等を通じて専門医への紹介等に対応していく。

2 令和3年度新規事業

(1) ファーストバースデーサポート事業（取組2）

健診などの行政が関わる機会が少ない1歳前後の子どもを育てる家庭に対して、子育て支援に関する情報提供や育児に関する相談に対応するとともに、対象者には育児パッケージを配布する。育児パッケージは子ども商品券と子育て情報誌を送付する。

(2) 多胎児家庭支援事業（取組2・4）

多胎児を養育する家庭に対して、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整える。

ア 移動経費補助

3歳未満の多胎児を同一世帯で養育する家庭を対象に、保健師、助産師が家庭訪問等、面接相談を行うとともに、多胎児に係る母子保健事業を利用する際のタクシー利用支援として、育児パッケージ(交通系ICカード)を配布する。

イ 相談支援事業

多胎児の養育経験のある家庭等との交流会や専門職による講座等の実施及び多

胎児に関する相談等に対応し、適切な支援につなげる。

(3) 東京都出産応援事業（取組2）

コロナ禍で子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービス
育児用品等を提供する事業を東京都が実施する。市は東京都から事務委託を受けて、令
和3年1月1日から令和5年3月31日までに都内で出生し、出生日に都内に住民票が
ある世帯へ専用IDとパスワードが記載されたカードの配布事務を行う。